

# 保育施設等入所継続手続きのご案内

保育施設等の利用を継続される方は、この案内をよく読んでお申し込みください。

## 入所申込書の受付について

受付期間： 令和6年12月2日（月）～ 令和6年12月13日（金）

受付場所： 肝付町役場 福祉課 もしくは、内之浦総合支所 町民生活課

※ 上記申込期間以降も、申込受付は随時できます。

※必要な書類がそろっていない場合は、申込受付いたしませんので、あらかじめご了承ください。（必要書類等については、2ページを参照）



## ◎継続入所手続きについて

次年度の保育施設の継続入所を希望する場合は、継続の意思と保育が必要な要件を確認するための書類【現況届 兼 施設利用申込書と勤務(採用予定)証明書等】を提出していただきます。

申込期限までに、必要な書類の提出がない場合は、保育継続の意思が無いものと判断し、退所扱いになる可能性がありますので、忘れずに必ず提出してください。

※保育施設等は、保護者が仕事や病気のため等家庭において十分に保育することができない、就学前の児童を家庭の保護者に代わって保育することを目的とする施設です。入所した後に、保育が必要である状態が解消されたときは、保育施設を退所しなければなりませんので、ご注意ください。

次の①～③に該当される場合は、役場において所定の手続きを行ってください。

### ① 利用辞退（退園）

肝付町外へ転出する時や、認定事由がなくなった場合、または利用児童を連れて里帰り出産をするなど、長期にわたり施設の利用がなくなる場合は、その事由が分かり次第早急に、「入所保育所退所届」をご提出ください。この場合、肝付町から交付された「支給認定証」を返還していただきます。

### ② 支給認定の変更の届出

支給認定証が交付された後に、就労状況や家族の状況などに変更があった際は、届出が必要になります。届出内容を確認した結果、認定の変更が生じた場合は、新たな支給認定証を発行しますので、それまで交付されていた「支給認定証」を返還していただきます。

### ③ 認定証の再発行

肝付町から支給された「支給認定証」を汚してしまった場合や破れてしまった場合、紛失した場合は再発行いたしますので、お問い合わせください。

## ※ 注意事項

仕事を退職や転職、退職後に求職活動を行う場合、または、出産に伴い産前・産後休暇や育児休業を取得された場合は、必ず、役場にて手続きが必要になりますので、役場福祉課 児童家庭係へ（65-8413）お問い合わせください。

## 保育の必要性「認定区分」

【保育の必要性の事由及び必要書類】※書類不備の方は、施設利用申込書の受付ができません。

- ① 現況届 兼 施設利用申込書・・・児童 1 人につき 1 枚必要
- ② 以下のいずれかに該当となる、認定事由を証明する書類。

認定事由		提出書類	認定の有効期間
就 労	常 勤 パート等	「就労証明書」様式有 ※父親・母親ともに必要	子どもの小学校就学前まで
	自営業	「就労証明書」様式有 自営を証明する書類（税申告書など）	
	内 職	「就労証明書」様式有 内職収入を証明する書類（税申告書）	
妊 娠 ・ 出 産		母子手帳の写し（表紙と出産予定日が記入されたページ）	予定日の2ヶ月前から、出産後4ヶ月経過した日の月末まで。
保護者の疾病・障がい		「病気療養証明書」様式有 診断書や各種手帳の写し	子どもの小学校就学前まで
親族の介護・看護		「介護・看護状況申告書」様式有 介護保険証の写し（介護度が確認できるもの）、 介護・看護されている方の診断書、若しくはその方の手帳の写し	
災 害 復 旧		罹災証明書（状況を証明するもの）	
求 職 中		「求職活動状況申立書」様式有 ハローワークカードの写し	入所日から3ヶ月の末日まで。
就学・職業訓練		在学証明書・受講証明書等 （受講時間、在学期間が確認できるもの）	卒業予定日または終了予定日の月末まで。
児童虐待やDVのおそれ		保護命令若しくはその他虐待又はDVの被害者である証明書	子どもの小学校就学前まで
育児休業・育児専念		「就労証明書」様式有 育児休業期間が明記されているもの	新たに生まれた子が、1歳を迎えた月の末日まで。
そ の 他		状況を確認できるもの、あるいは証明するもの	

※同居親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することになります。

※ 以前、提出された「同意書兼保育料納付誓約書」の連帯保証人を変更される場合は、新たに提出が必要となりますので、役場窓口までお越しください。

## 入所決定について

2・3号認定の入所については、提出されました書類によって確認を行い、決定いたします。他の保育施設（町外施設含む）へ転園を希望される場合、希望する保育施設はお伺いしますが、申込み者数の状況によっては、保育所定員等の関係上、希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 保育料について

4月～8月分は前年度分、9月～翌年3月分は当年度分の市町村民税課税額により保育料が決まります。保育料は、住民税の関係により9月切替えになります。

例・◎R6年9月～R7年8月分・・・R6年度分 ◎R7年9月～R8年8月分・・・R7年度分

納付方法は、口座振替と納付書払いとがありますが、肝付町では口座での振替を推奨しておりますので、直接、引き落としされる金融機関にてお手続きください。(通帳・通帳印・身分証明が必要となります)

●保育標準時間及び保育短時間(2号・3号認定):(保育園・認定こども園 保育利用の場合) 保育の必要量により、保育標準時間(11時間)と保育短時間(8時間)の2つの区分に分けられます。

※ 保育料の詳細については、別紙肝付町利用者負担額(保育料)算定額表をご覧ください。

※ 申告がお済でない場合の保育料は、児童の年齢における最高額で決定いたします。

【申告をされて、住民税情報が反映され次第、課税状況に応じて保育料の更正を行います。】

- ① 保育料は通常月額ですが、月の途中で保育所等を入所・退所される場合は、日割りでの計算になります。
- ② 市町村民税所得割額を計算する場合、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除等の控除は適用されません。
- ③ 国が示した保育料の考え方では、年少扶養控除等の廃止に伴う再計算は行われなないこととなっています。
- ④ 保育料の年齢区分(3歳未満児、3歳以上児)は、各年度の初日(4月1日)の年齢で決まります。年度の途中で満3歳の誕生日を迎えられても、その年度中の保育料年齢区分は変わりません。

## 令和7年度肝付町内教育・保育提供施設(幼稚園・保育園・認定こども園)について

肝付町内認定こども園 ※ 定員の内、上段が幼稚園部分、下段が保育所部分になります。

施設名	住所	電話番号	定員	入園申込
おおぞらこども園	肝付町後田 9808 番地	65-9711	35	幼稚園部分の「1号認定」は園へ 保育所部分の「2・3号認定」は役場へ
			60	
あけぼのこども園	肝付町後田 9886 番地 3	65-3816	10	
			60	
高山こども園	肝付町前田 3839 番地	65-0432	10	
			60	
恵心保育園	肝付町新富 4990 番地	35-0010	15	
			50	

### 肝付町内保育所

施設名	住所	電話番号	定員	利用申込み
国見保育園	肝付町後田 3342 番地 1	65-0125	60	役場福祉課 児童家庭係
高佑保育園	肝付町前田 3971 番地	65-1155	50	
円通寺保育園	肝付町南方 257 番地	67-2137	20	町民生活課へ

## 利用手続き等のQ & A

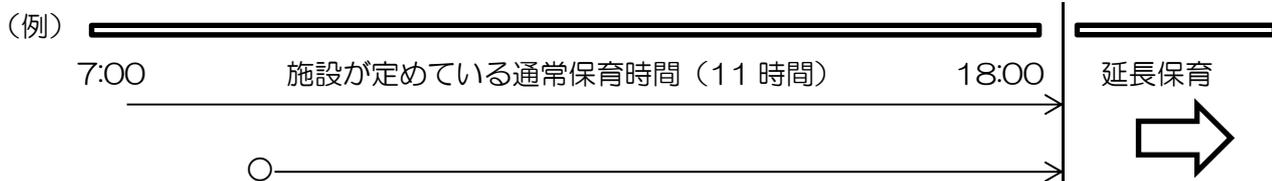
### (問 1) 求職活動中の場合、ずっと保育所等に入れますか？

(答) 求職活動を理由とする保育所等の利用期間は、連続3か月以内（90日を超える日の月末まで）です。また、年度内においても3か月以内です。利用開始後90日を超える日の月末までに、就職先が決まらない場合や「認定事由の証明書（求職活動状況申立書）」の提出がない場合は、保育所を退所することになります。（事前に役場へご相談ください）

認定こども園については、1号認定での利用が可能な場合がありますので、該当施設へご相談ください。

### (問 2) 保育の標準時間認定を受けた場合は、子どもを預け始めた時間から最大 11 時間は、追加料金がかからないで子どもを預けることができるということでしょうか？

(答) 保育標準時間認定の 11 時間とは、各施設が定めている通常保育を行っている時間帯（利用可能な時間）従って、この時間帯の範囲内であれば最大 11 時間まで追加料金なしで子どもを預けることができますが、保護者が預け始めた時間から 11 時間は、追加料金なしで預けられるということではありません。



預け始め 8:00 の場合も、通常保育終了は 18:00（預けた時間は 10 時間ではあるが・・・）

### (問 3) パート等でも、就労時間が月 120 時間を超えていれば、標準時間扱いになりますか？

(答) はい、標準時間認定になります。勤務形態にかかわらず、就労の時間で判定いたします。

### (問 4) 保育短時間の始まりと終わりは何時ですか？

(答) 基本的に、8 時 30 分～16 時 30 分の 8 時間ですが、施設ごとに異なるため詳しい時間は各施設にお問い合わせください。

保育短時間認定の子どもの保育時間（利用時間）帯以外の利用については、延長保育となります。

### (問 5) 月の就労時間は 120 時間を超えないが、週 3 日程度 8 時間程度勤務している。この場合は標準時間？短時間？

(答) 1 ヶ月の就労時間は 120 時間に満たないものの、1 日の就労時間が 8 時間以上となるような就労が常態としている場合であって、保育短時間認定を行うことが適当でない町が認める場合は、町の判断により、保育標準時間認定することも可能です。（申込書を提出する時点で、ご相談ください）

### (問 6) 例えば 1 日の就労時間は 5 時間ですが、勤務時間帯が午後 1 時から午後 6 時までのため、保育時間は 8 時間未満であるものの、施設が設定する保育短時間の利用時間を超えて、施設を利用せざるを得ない場合はどうですか？

(答) 1 日の就労時間は 8 時間未満ですが、勤務時間帯との関係から、常態として施設が設定する保育短時間認定の利用時間を超えて、施設を利用せざるを得ないと町が認める場合については、町の判断により、保育標準時間認定とすることも可能です。（申込書を提出する時点で、ご相談ください）

**（問 7） 1ヶ月の就労時間数のみで認定すると保育短時間認定の対象となるが、シフト制の勤務体系から、1ヶ月の保育を必要とする時間帯が、まちまちの場合はどうですか？**

（答）シフト制の勤務体系などにより、1ヶ月の中で保育を利用する時間帯がまちまちであって、主としている勤務時間のうち、最も早い勤務開始時刻と最も遅い勤務終了時刻の差が8時間以上ある場合については、保育短時間認定を行うことが適当でないと町が認める場合、保育標準時間として認定することも可能です。

（申込書を提出する時点で、ご相談ください）

**（問 8） 支給認定証とはどのようなものですか？**

（答）子ども・子育て支援新制度の教育・保育にかかる支給を受けるために必要な証明書で保護者からの申請により、肝付町が交付します。支給認定証には、氏名、住所、認定区分等が記載されています。

**（問 9） 支給認定申請書の提出は毎年必要ですか？**

（答）認定証の有効期間内であれば、毎年申請書を提出していただく必要はありません。

ただし、毎年度、現況届の提出が必要になります。これにより、保育を必要とする事由に該当しているかどうかを確認します。

1号認定への切り替えを行う場合には、町への変更申請と施設へ届出が必要となりますので、認定期間が終了する前にご相談・申請を行ってください。

**（問 10） 1号から2号への支給認定区分の変更や、短時間から標準時間への保育必要量の変更がある場合、どのような手続が必要ですか？**

（答）支給認定証の有効期間内に、認定証に記載されている内容に変更があれば、福祉課又は内之浦総合支所の町民生活課に必ず、届け出てください。

**（問 11） 支給認定を受けて、保育所等を利用開始後、肝付町外へ転出したらどうなりますか？**

（答）支給認定有効期間内に、町外へ転出された場合には、支給認定は取り消しとなります。

必ず、町へ届出を行い、支給認定証を返還してください。その上で、転出先市区町村へ新たに支給認定申請を行い、支給認定証の交付を受けて保育施設の利用をしてください。

手続きが完了していないと、転出先での保育所利用ができないことや、また無償化の対象外になってしまう場合がありますので、転出入の際は必ず届け出てください。

ご不明な点などございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

肝付町役場 福祉課 児童家庭係

TEL 0994-65-8413

内之浦総合支所 町民生活課

TEL 0994-67-4511

